

D014 自己抗体検査	<p>数に応じて次に掲げる点数により算定する。  イ・ロ (略)  ハ 5項目以上 469点</p>	<p>数に応じて次に掲げる点数により算定する。  イ・ロ (略)  ハ 5項目以上 460点</p>
【注の見直し】	<p>注 本区分の9から12まで及び16（抗ARS抗体に限る。）に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>	<p>注 本区分の9から14まで及び17に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</p>
D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	(追加)	<p>注 同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号D002-2に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。</p>
D025 基本的検体検査実施料（1日につき）	<p>【注の見直し】</p> <p>注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。  イ～ヲ (略)  ワ 自己抗体検査  寒冷凝集反応、リウマトイド因子（RF）半定量及びリウマトイド因子（RF）定量</p>	<p>注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。  イ～ヲ (略)  ワ 自己抗体検査  寒冷凝集反応及びリウマトイド因子（RF）定量</p>

カ・ヨ (略)

カ・ヨ (略)

第2款 検体検査判断料

D026 検体検査判断料

【注の追加】

(追加)

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)又は検体検査管理加算(Ⅳ)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として40点を加算する。

【注の追加】

(追加)

注7 区分番号D015の21に掲げる免疫電気泳動法を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D027 基本的検体検査判断料

【注の見直し】

注2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他

注2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文及び注4に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に